

浄化槽整備促進事業

(事業開始年度：平成元年度)

— 県 —

事業の目的・概要

河川汚濁の大きな原因の一つである生活排水の処理率を向上させるため、人口が散在する本県の地域特性に合った合併処理浄化槽の整備を促進し、河川環境の保全を図る。

事業実施主体

市町村

対象事業等

- 1 浄化槽設置整備事業（個人設置型）
個人が合併処理浄化槽を設置する際に、単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換（以下「転換」という。）を伴うものについて、市町村が助成を行った場合に補助を行う。
- 2 公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）
市町村が主体となり合併処理浄化槽を整備する場合に補助を行う。
- 3 撤去費補助
転換に伴う既設単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に係る費用について補助を行う（上記1又は2の設置に伴う場合に限る）。
- 4 宅内配管工事費補助
転換に伴う宅内配管工事に係る費用について補助を行う（上記1又は2の設置に伴う場合に限る）。

以下の基準額を上限とした各市町村の要綱で定めた基準額を補助基準としている。

**補助基準
及補助率**

表 宮崎県浄化槽整備促進事業費補助金基準額・補助率 (単位：円)

区分1	区分2	個人設置型	市町村設置型	補助率
本体設置	5人槽	332,000	837,000	1/3（環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を実施する市町村にあつては1/4）
	6～7人槽	414,000	1,043,000	
	8～10人槽	548,000	1,375,000	
撤去費	単独処理浄化槽	120,000	120,000	
	くみ取り槽	90,000	90,000	
宅内配管工事費		300,000	300,000	

※各市町村の財政力による補正あり

県内事例

【令和4年度県補助実績】

浄化槽設置整備事業：23市町村（宮崎市、西米良村、諸塚村を除く。）
公共浄化槽等整備推進事業：日南市、綾町（宮崎市も同事業を実施しているが県補助対象外）

県主管課名	環境森林部 環境管理課 (水保全対策担当)	電話番号	26-7085 内線2383
-------	--------------------------	------	-------------------

【 環 境 】

循環型社会推進研修等支援事業

(事業実施主体が実施する場合の事業名は「4 Rアクションサポート事業」)
(事業開始年度：平成22年度) — 県 —

<p>事業の目的・概要</p>	<p>資源の節約や廃棄物の排出抑制・再生利用による環境負担軽減を目指した循環型社会の推進を目指し、県民の意識啓発事業を図る。</p>		
<p>事業実施主体</p>	<p>宮崎県4 R推進協議会（県からの当該事業補助金を基に以下の事業を実施する。協議会での事業名は「4 Rアクションサポート事業」。）</p>		
<p>対象事業等</p>	<p>1 補助対象者 以下の条件を全てを満たすもの (1) 主に県内で活動する法人・団体 (2) 定款、寄附行為又は規約等を有し、団体の意思で事業を行うもの (3) 代表者が明らかであること (4) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が、同条第4号に規定する暴力団関係者でないこと。</p> <p>2 補助対象活動 (1) 講演会、研修会、見学会の実施 (2) 循環型社会に資するモデル事業の実施 (3) 先進的な取組等の県内への導入につながるような調査・研究</p>		
<p>補助基準</p>	<p>補助対象事業及び経費 (1) 講演会、研修会、見学会の実施 →講師謝金・旅費、会場使用料、資料代（備品購入費等を除く）、団体の交通費など。 (2) 循環型社会に資するモデル事業の実施 →事業に係る資材費（備品購入費等を除く）など。 (3) 先進的な取組等の県内への導入につながるような調査・研究 →調査にかかる旅費、研究資料等の購入費用（備品購入費等を除く）、相手方への謝金など。</p>		
<p>補助率</p>	<p>補助対象経費の10/10以内（上限30万円） ただし、(1)・(2)に係る交通費等については1/2、(3)の「調査にかかる旅費」については1人当たり10万円を超えないこと。</p>		
<p>県内事例</p>	<p>補助実績は次のとおり 令和4年度・・・7件 《事業例》 ・エコバッグ作り体験会 ・フードバンク活動視察 ・環境イベントの開催 ・活動先進地視察 ・ビジネス研修参加 ・環境施設見学 ・リサイクル教室の開催</p>		
<p>県主管課名</p>	<p>環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)</p>	<p>電話番号</p>	<p>26-7081 内線：2393</p>

循環型社会形成推進交付金事業

(事業開始年度：平成17年度)

— 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 —

事業の目的・概要

廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かしながら広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設の整備を推進することにより、循環型社会の形成を図ることを目的とする。

事業実施主体

人口5万人以上又は面積400km²以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村（一部事務組合等を含む。過疎地域、山村地域等は特例として対象）

対象事業等

市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（5年から7年）に基づき実施される次の施設整備等について交付。

- ①マテリアルリサイクル推進施設 ②エネルギー回収型廃棄物処理施設
- ③高効率ごみ発電施設 ④棄物運搬中継施設
- ⑤有機性廃棄物リサイクル推進施設 ⑥最終処分場
- ⑦最終処分場再生事業 ⑧廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業
- ⑨漂流・漂着ごみ処理施設 ⑩コミュニティ・プラント
- ⑪浄化槽設置整備事業 ⑫公共浄化槽等整備推進事業
- ⑬施設整備に関する計画支援事業

補助基準

交付期間：交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内
 ※交付金は、地域計画に位置付けられた施設間の流用及び対象事業の年度間の流用が可能である。

補助率

1/3又は1/2

県内事例

- ・マテリアルリサイクル推進施設 日南市（平成27年度～28年度）
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設 都城市（令和元年度～令和4年度）
日南市・串間市（平成29年度～令和元年度）
- ・最終処分場
延岡市（平成22年度～平成25年度）
都城市（平成23年度～平成25年度）
都城市（令和2年度～令和4年度）
- ・廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業
日向東臼杵広域連合（平成22年度～平成26年度）
日南市（平成26年度） 小林市（令和元年度～令和2年度）
宮崎市（令和3年度～6年度）
- ・施設整備に関する計画支援事業 ⑩コミュニティ・プラント
串間市（平成28年度） ⑪浄化槽設置整備事業
都城市（令和元年度） ⑫公共浄化槽等整備推進事業
宮崎市（令和2年度）

参 考

環境省 循環型社会形成推進交付金サイト
http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/

県 主 管 課 名	環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)	電 話 番 号	26-7081 内線：2388
-----------	-------------------------------	---------	--------------------

廃棄物処理施設整備交付金事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 —

事業の目的・概要	大規模災害発生時における災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けて、平時からの備えとして地域の廃棄物処理システムを強靱化するために実施される廃棄物処理施設整備等に対して交付される交付金。		
事業実施主体	人口5万人以上又は面積400k㎡以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村（一部事務組合等を含む。過疎地域、山村地域等は特例として対象）		
対象事業等	市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（5年から7年）に基づき実施される次の施設整備等について交付。 ①マテリアルリサイクル推進施設 ②エネルギー回収型廃棄物処理施設 ③高効率ごみ発電施設 ④廃棄物運搬中継施設 ⑤最終処分場 ⑥最終処分場再生事業 ⑦廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業 ⑧施設整備に関する計画支援事業 ⑨災害廃棄物処理計画策定支援事業		
補助基準	交付期間：交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内 ※交付金は、地域計画に位置付けられた施設間の流用及び対象事業の年度間の流用が可能である。		
補助率	1／3又は1／2		
参考	環境省 循環型社会形成推進交付金サイト http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/		
県主管課名	環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)	電話番号	26-7081 内線：2388

二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金 (先進的設備導入推進事業) 事業

(事業開始年度：平成27年度)

— 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課 —

事業の目的・概要	二酸化炭素の排出抑制を目的として実施される廃棄物処理施設整備事業等に対して交付される交付金。		
事業実施主体	人口5万人以上又は面積400k㎡以上の地域計画又は一般廃棄物処理計画対象地域を構成する市町村（一部事務組合等を含む。過疎地域、山村地域等は特例として対象）		
対象事業等	市町村が広域的な地域について作成する「循環型社会形成推進地域計画」（5年から7年）に基づき実施される次の施設整備等について交付。 ① エネルギー回収型廃棄物処理施設整備事業 ② 廃棄物処理施設への先進的設備導入事業 ③ 施設整備に関する計画支援事業		
補助基準	交付期間：交付金を受けて、地域計画又は一般廃棄物処理計画に基づいて行われる交付対象事業が実施される年度から概ね5年以内 ※交付金は、地域計画に位置付けられた施設間の流用及び対象事業の年度間の流用が可能である。		
補助率	1／3又は1／2		
県内事例	廃棄物処理施設への先進的設備導入事業 日南市（平成27年度）		
参考	環境省 循環型社会形成推進交付金サイト http://www.env.go.jp/recycle/waste/3r_network/		
県主管課名	環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)	電話番号	26-7081 内線：2388

【 環 境 】

宮崎県海岸漂着物等地域対策推進事業

(事業開始年度：平成28年度)

— 県 —

事業の目的・概要	海域及び海岸域における自然・生活環境の保全を図るため、海岸漂着物等地域対策推進事業を行う市町村等に対して補助金を交付する。		
事業実施主体	市町村等（一部事務組合及び広域連合を含む。）		
対象事業等	1 海洋ごみの回収・処理に係る事業 海洋ごみの回収・処理に係る事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）及び海洋ごみの回収・処理に係る調査研究の事業 2 海洋ごみの発生抑制対策に係る事業 海洋ごみの発生の抑制に係る普及・啓発、調査・研究、関係者間の連携・協力等の事業（民間団体等と連携・協力して実施する事業を含む。）		
補助基準	補助対象事業及び経費 本事業を行うために必要な経費 →報酬、共済費、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、工事請負費（施設等の造成・製造・整備・改造に要する経費を除く。）、備品購入費、並びに負担金、その他知事が必要と認める経費（ただし、共済費、給料及び職員手当等については、会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）		
補助率	10/10、9/10、8/10、7.8/10、7.6/10、7.4/10、7.2/10又は7/10以内		
県内事例	海岸漂着物等の回収・処理に係る事業 宮崎市（平成28年度～令和元年度・令和3年度・令和4年度） 串間市（平成30年度・令和3年度～令和4年度） 高鍋町（令和元年度・令和2年度） 川南町（令和元年度・令和4年度） 門川町（令和元年度） 新富町（令和3年度・令和4年度） 海岸漂着物の発生抑制対策に係る事業 延岡市（令和3年度）		
県主管課名	環境森林部 循環社会推進課 (企画・リサイクル担当)	電話番号	26-7081 内線：2389